

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-6）

2. 日時

令和2年11月27日（金） 13時15分～14時10分、14時20分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、

田尻安全審査官、上出安全審査官、河原崎専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長、他8名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請 第1回補正と11月20日面談コメント反映案の比較（速報版）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁アリタです。ただいまより、三菱原子燃料の第6次設工認の面談を始めます。
0:00:11	本日は、令和2年8月3日付で申請があり、10月30日付けで補正があった三菱原子燃料の6次設工認の事実確認を行います。内容としましてはまず前回の面談において、
0:00:27	許可の安全機能一覧との整合性、臨界、閉じ込めに係る事実確認を行いました、その結果を取りまとめたものを資料としてもらってます。
0:00:40	これを踏まえて何か追加の質問あればまずそれをしたいと思います。続きまして新たな内容としましては、設備の警報と安全機能に係る事実確認に続きまして建物関係で火災、
0:00:56	安全避難通路、警報、安全機能、これらについて確認を進めていきます。
0:01:03	まず前回の面談結果としてもらっておりますがこれを踏まえて追加の質問と何かございますでしょうか。
0:01:15	はい、じゃあないようですので次に行きたいと思います。
0:01:22	まず、設備の
0:01:25	事実確認に行きたいと思います。
0:01:28	まず一つ目、設備の警報に係る技術、事実確認ってことであるインターロックについてなんですが、インターロックに係る設計番号については作動端、検出産が存在する設備の仕様表それぞれに
0:01:45	当該インターロックの設計番号を書くことでこれまでの設工認でも整理していると思います。そのうち
0:01:59	調液貯槽っていうかね
0:02:03	この調液貯槽のオーバーフロー防止するための調液貯槽液位高インターロック、これ安全機能番号で39番ですけど。
0:02:13	これについての記載の整理についての確認で、これについては今調液貯槽に供給する上流側の加水ポンプを止めるっていうオーバーフローになってまして。
0:02:27	それが、ただこの加水ポンプっていうのはこの場で
0:02:32	調液貯槽ではなくて上流側 UO2F2 貯槽という別のそうの子機になっております。
0:02:41	この調液貯槽のオーバーフロー防止の設計、
0:02:45	盤を
0:02:47	先ほど調液貯槽液位高インターロックの設計は番号が今、
0:02:55	UO2F2 貯槽のほうにも書いてまして、

0:03:03	ちょっとこれが
0:03:05	関係する仕様表 UO2F2 貯槽と送液貯槽二つあると思うんですけど、これらの記載の整理について説明していただけますでしょうか。
0:03:20	MNF の成瀬です。
0:03:23	あとときゃ工事についてはですね、有田さん
0:03:27	ご指摘いただいた通りですね、検出端と作動端両側に書くようにしてございます。今回のご指摘いただいたということの委託については、当機構で席が触れ合いするために、給気側、
0:03:42	立坑肯定するということでアプリポンプが所属する焼きの予定とちょっとの資料にもですね、以降になるのを期待しています。
0:03:56	いろいろ
0:04:01	規制庁有田です。今整理を、今の話説明で理解いたしました。
0:04:34	規制庁カミデです。警報に関してて続いて何点かお聞きしますけども、
0:04:41	許可整合の全体的な考え方なんですけど、許可において、インターロックの機構は損傷時の影響等に応じて多重性または多様性耐震うんぬんという設計方針が記載されていたんですけども、それを今回の設工認のように展開しているか説明してください。
0:05:09	MNF のナガトシです。えーとですね、本当の影響を考慮してですね、PSHAの漏えい権利それから地震検知によるインターロックについては、独立 2 系統、そしてそれから水素が漏えい検知ベッドダブリ委託についてもですね、複数の研修負担を
0:05:29	それで検討してもらって、これは許可に記載した通りでございまして、これは具体的にはですね、例えばですけど、インターロックについてはですね、2868 ページですね。
0:06:00	こちらについて 104 件ですね、地震インターロック制度、これの見届け銅像されてございます。ここに出てきて、地震計が二つあること、この 2 分の 1 と 2 分の 2 を
0:06:15	これはいろいろと二つあって、それぞれただ二つあるということが読み取れるように書いてございますから、ヒートアップ漏えい検知についてはですね、2815 ページですね。
0:06:37	こちらにですね漏えい検知器はまあ箱ありまして、エアコンを用いているかが選任すると、弁を閉めるというようなものを得たことにしていることを示してございます。
0:06:51	以上です。
0:06:54	はい。規制庁込みですが、ちょっと聞きたかった趣旨というのは、今回UFVI 等、地震検知に関して、独立 2 系統とすると。

0:07:07	いうところについては、今回の設工認ではなくても許可段階で、そこも整理済みの事項ということでよろしいですか。
0:07:21	MNF ナガトシです。そのようなご認識で結構です。方針についての記載プラス安全機能一覧ですね、そういうものについてはですね、認識というふうに理解してございますので、取れてるというふうに考えてございます。
0:07:39	はい、わかりました。ありがとうございます。続いてですね、次に、
0:07:44	ロータリーキルンの
0:07:48	警報に関してなんですけど。
0:07:51	今説明あったように、地震インターロックは多重化されると思うんですが、
0:07:57	使用表であったり図面とかでその多重化が表現されている部分がちょっと見つからなかったなので、その場所を紹介ください。
0:08:09	MNF ナガトシです。Aと地震時のモータ理論それから焼結炉宛執行があったのがですね。それと供給インタロックなんですけど、これは先ほどありました通りですね、多重化、二重化するんですけど。
0:08:25	ポイントはですね、次回7次申請の範囲でして、今回、申請書の中ではちょっとですね、期待はしてございません。
0:08:35	7次申請で同じようにですねインターロックシステムで明確になるようにしようと考えてございます。
0:08:41	以上です。
0:08:58	規制庁カミデです。
0:09:01	そのインターロック自体は次の申請ということなんですけど、例えばそのロータリーキルンの仕様表で、これは次回ですというような明示されてるんでしょうか。ちょっと教えてください。
0:09:18	MNF ナガトシで行って、今は期待はしてございませんというのはですね、7次申請で経営をピットのポンプに供給システムという試料表作ろうということを考えてございまして、資料1枚コスト
0:09:35	所有運営とありますんで、ロータリーキルン側にはちょっと今探してないというのはちょっと中計の作り込みを勘案してございます。
0:09:46	以上です。
0:09:50	規制庁カミデです。そうすると、
0:09:53	そのロータリーキルンの警報設備の技術基準の適合性っていうのはこのタイプで申請しているものの課題7時でやるものかかっていうのがちょっとなかったんですがそのあたり説明してください。
0:10:13	はい。MNFナガトシです、

0:10:16	ロータリーキルンから水素を止める機構っていうものですね、これについては、今回申請してごさいませんがな人生ですと。
0:10:24	考えてごさいます。
0:10:29	これ、
0:10:35	規制庁カミデです。そうするとこの6次の
0:10:40	独自の申請事項っていうのは一体何に当たるんですかね。
0:10:51	MNF ナガトシです、地震時に
0:10:58	水素止めて、窒素供給するというようなおよそ1本ですけど6次申請はですね窒素供給する側のインターロックでね、それを申請して、水素止めるっていうのはですね、7次申請で先生というような考えてごさいます。これはですね
0:11:17	事業部から安全機能一覧でですね、
0:11:23	安全機能番号というわけでごさいまして、例えばこのピット供給する側っていうのはですね、105番の待機の窒素供給っていうのは105番pので。
0:11:36	キリンだろろうという名前をつけてごさいます。一方ですね、その人供給停止っていうのはですね、915番、はい。
0:11:45	そういうもので申請書としてごさいまして、915番は今回申請してないというのがですね、一番初めの平成31年ここに書いてごさいますんでとこで今回申請してないと明確にしているというな考えでごさいます。
0:12:02	以上です。
0:12:06	規制庁カミデです。
0:12:09	少し
0:12:11	頭を整理したいんですが、今ロータリーキルンの使用表のページ番号で言うと257ページで見ていただけますか。
0:12:53	すいません三つ今映ってるってことですかね。
0:13:05	よろしいですか。規制庁カミデですけども、この警報設備の
0:13:12	例えば一番上、103番のロータリーキルン加熱防止インターロック。
0:13:18	これは今回の申請対象ですか、6時ですから7時ですか。
0:13:25	MNF ナガトシです。今回申請範囲ですね、この使用表で申請っていうものはですね1ページ前見ていただきますと、
0:13:35	2ページ前ください。
0:13:38	3ページは、申し訳ごさいません。
0:13:41	2154ページですね。
0:13:46	ここに一番上にですね、この表が関連づけていると安全機能孫ですね、ここを示してごさいますので、94万から105番が、このロータリーっていうの使用量として申請したものというふうに

0:14:01	したがいましてですねここにあるインターロックについては今回止水制定しているという考えでございます。
0:14:10	規制庁カミデそうすると7地震性に72億のものは、高齢で番号で言うと、
0:14:19	100番から105番は72億ですこれは独自だという話ですか。
0:14:29	はい。その御認識で結構です。
0:14:33	その場合は先ほどの質問の
0:14:37	回答の話になりますけど、
0:14:42	多重化するもの、7地震性で、
0:14:46	申請するものというのが多重化されている。つまり
0:14:52	今回のロータリーキルンの105番の地震インターロックはこれは多重化していないということですか。
0:15:02	意味ではなくて、500パーのインターロックは多重化してございません。多重性は915番ですが、電気の盤、その地震インターロックでそれが多重化しているものでございます。
0:15:21	規制庁カミデです。その72送るものと独自で今回申請であきたものっていうの違いは何なんですかね。
0:15:41	MNFナガトシです。水素の供給停止するものっていうのはですね屋外窒素ポンペを決定するものがあるって、敷地内の東側にございまして、そこに匹敵するものでございます。
0:15:56	今回申請してるものはですね、でもあの6地震性向上等ですね、地下Pのものでですね、こちら側を申請してるという考えで時のものだけのものを6地震性それから屋外の離れたところにあるものについては7時で一応、
0:16:14	いうふうな考えで早う区切ってございます。
0:16:20	以上です。すいません、規制庁の田尻ですとかなんでね。あの頭の整理というのは何かと言うと6時と同じがどこに設置されてるかっていう話というよりは、先ほどインターロックの設計方針として多重化の話がされていて、7時のものは多重化しますよっていう話をされていた62もインターロックの話がありますと、
0:16:39	6時のやつは多重化するのかもしれないのかっていうと今の話だったのがしてないような感じがしていて、設計方針としてうたったものの要はインターロックでこういったインターロックを多重化しますこういったものはしませんっていう整理がついてるんだったらそこを説明してもらえばいいかなと思うんでそこをお願いします。
0:17:00	MNFナガトシです。意図は承知しました。先ほどご説明しました通りですね、UF6の漏えいが変わるものそれから遂行の爆ごうですね、水素漏れたり、

0:17:14	漏れる可能性があるんだったら、速やかに止めるという機構についてはですね、多重化を多様化をするというような考えでございます。従ってですね出納止める側RWそれから今回出しているし、窒素を供給するものについてはシングルと、
0:17:32	そういう考えでですね、それで許可のときに御説明したを審議残ってるものがございます。以上です。
0:17:39	規制庁の田尻です。要は重要なもみ安全に関わるようなインターロックに関しては多重化という御説明なテーマ共管てからってという話だと思うんですけどその設計方針っていうのは、今、いずれ工認でも許可の申請でこういう設計方針ですというタイトルやつとか抜粋されて書かれているかと思うんですけど。
0:17:56	そこでどこかで読めるように今なりましたけど、許可の種類見てくればよかったかもしれないけど許可でここに使うような設計方針ある程度こっちに帰ってきたようなイメージがあったんで、提示がわかればいいと言っていたと。
0:18:10	MNF ナガトシです。方針についてはですね、事業許可 38 ページに書いてございますので、ここにその独立短くという基本的なことを考えて記載しております、さらにですね、安全機能一覧というところで、
0:18:26	安全機能番号 105 番の地震インターロックについてはですね、一式というふうに期待してございます。それから 915 番の地震インターロックについては認識というふうに書いてございます。この時にですね、とかで 105 番の地震たろか五木なんでシングルで
0:18:45	それから、水素止める側の地震インターロックは 915 番として認識なんで、ダブルにするということをお示しを約束したというふうに考えてございます。
0:18:56	以上です。
0:18:59	規制庁の田尻です。今多分許可の 38 ページに書かれている設計方針というのが機器等の故障とかに関するインターロックを設ける設計とするというそのあとインターロック機構に関してはその当時の影響等に応じて多重性または多様性、
0:19:14	耐震性により高い信頼性を確保する設計とするというのが書かれた後に、UF 6 の漏えい検知地震検知による移動させるインターロック機構については独立 2 系統というような形で書かれてるかと思うんですけど。
0:19:27	この前のとこに書いてある多重性または多様性耐震性有による高い信頼性という設計方針書かれているかと思うんですけど、この手法も限定されたインターロックという意味でしたっけ。
0:19:41	見れるような形でですね。はい。

0:19:45	それを具体化したのがですね、後ろのページから 39 ページから続く安全機能一覧というものです、見て整理してございます。そこできちっと明確にしているというふうな考えでございます。
0:20:29	規制庁カミデです。
0:20:32	大体話はわかるんですが、その 915 番のインターロックが、
0:20:39	7 次で出てくる際は、このロータリーキルンの仕様表に追加して、
0:20:46	申請されるというイメージなんでしょうか。
0:20:54	MNF ナガトシです。えっとですね
0:20:57	915 番は水素供給設備というような仕様表を 1 枚起こしてですね、ここの中にえーとですね。
0:21:05	次とがった配管系統で例えば 913 ですが、そういうものをひもづけていただくセットにしてですね、制定しようと考えていただきます。
0:21:21	規制庁個別もありました。まずは分割申請でこれをいつ出すというお話を申請書どっかにあったと思うんでそちらの方また確認してこの書き分けについてまた何かあれば確認したいと思います。
0:21:43	失礼しました。
0:21:46	原子力規制庁ナガイです。今のやりとりを非常に大事で、特にインターロックの設定多重化対応性多重性の基本的な考え方、設計方針になりますので、今設工認申請書の
0:22:03	今回の 92 ページですね、その設計の最初のところに、設計の基本方針があるんですが、これまでは今の前段のですね、インターロック機構は損傷時の影響度に応じて多重性対応性耐震性に高い信頼性を
0:22:23	確保するというような抽象的な記載があったんですけどその後半の許可の、具体的にどういうものかっていういうVI漏えい検知とか地震検知マーク不足から先ほどくだりのところはですね。
0:22:39	ぜひ 92 ページの今回の設工認の申請書の基本設計方針にも具体的に同じ言葉で結構ですので、展開していただけると今みたいなその疑問に思ったときにですねまずは基本方針が、
0:22:55	確認できるような申請諸書にするようにしてください。
0:23:14	決めてく中の設定等、
0:23:18	廃棄体は土地ました。
0:23:22	ちょっと検討させていただきます。
0:23:27	規制庁カミデです。次にまた警報関係なんですが、申請書の 235 ページのフェリースクラバの仕様表なんですが、

0:23:38	ここで警報説明のところ、スクラバポンプ停止警報を発報するという事は仕様表に書いてあるんですけども、発砲するっていうことになると運用の説明にも見えるので、
0:23:54	こういう警報を発する装置を設置するとかですねそういった形で設計としてきちんと記載していただければと思うんですがいかがでしょうか。
0:24:08	MNF ナガトシです。ご指摘承知しました。記載を検討させていただきます。
0:24:39	規制庁の上原です。それではちょっと話が飛ぶんですが、建物の安全機能
0:24:45	Aの部分になるんですが、外筒掲示は仕様表で 1457 ページですかね。
0:24:54	緊急対策設備の飛散防止を防護ネットの話です。
0:24:59	これは
0:25:01	耐食性を有する材料を使うということで長期間補修修理は不要の設計として
0:25:07	いると。
0:25:07	いうふうに記載してございますこれは後ろの説明書にも同様に書いてござい
0:25:14	ますけど。
0:25:14	どの程度の期間保守が不要なのかというのが質問なんですけど、自主的に技術基準の要求は、
0:25:23	検査または試験もしくはの保守または修理ができることとっておりますので、
0:25:34	これが満足できないことの説明にも見えてしまうので。
0:25:34	ここんところちょっと整理していただいて補足的な説明であればこそ外の説明
0:25:41	だけでいいのかなと思うんですけど。
0:25:41	いかがでしょうか。
0:25:50	三菱原子燃料ナカジマです。ご指摘理解しました。試験補修または注意が
0:26:09	できるような検査または試験途中な／修理ができることを満足してないとかい
0:26:26	うものではなくて、上の防護ネットを、これ直接メールものについては足場を組
0:26:43	めば
0:26:43	権限補修で決まっていよいよな上に天井の上にあるものについては天井に電光
0:27:00	設けて天井の上に出られるようにして、県センターとか補助ができるように、あ
	れば、ちょっとここにこのような記載さの
	飛散防止防護ネット室内で人とか温度が高くなるような過酷な環境ではないと
	いうところで、2E戦略性の材料を用いて整備するということでしょ関係ではない
	よ。
	いうことを書いて、そちらの頻度も長くとる必要がないというところを書いたん
	ですが、ちょっとあの運用の話を書いてしまってるということもござい
	ますので、ちょっと書きぶりを皆おさまっていたきたいと思います。以上です。
0:27:00	はい規制庁ウエハラです。そのようにお願いいたします。

0:27:07	いいですかね、じゃ次ですけれども、次はの設備の規範なちょっと俺飛びますけれども、
0:27:13	これはですね仕様表で言えば 1717 ページ辺りの来範囲の
0:27:20	気体廃棄設備の 5 ですかね、これが該当すると思うんですけども。
0:27:24	長期未点検のダクト事例、過去に穴あきの事例がございましたよね、そういった関係からですね、保守点検、これは機能要求の安全機能の 2 番目のものですけど、星機能が保守点検がですね、容易な配置にルート変更したと、そういった事例があれば、
0:27:46	説明していただきたいなと思うんですけども。
0:27:49	いかがでしょうか。
0:27:56	三菱原子燃料のイソベです。大体廃棄物処理場の排気ダクトについては 5 月に原因調査を行って、ちょっと逆の冷却水の蒸気配管極、局所排気に繋がっていることで、腐食したということがわかりました。
0:28:12	その蒸気配管を局所排気から切り離し、ルートを変更ということで、排気に含まれる A 部分とピンクの混合による腐食の影響をなくすという恒久対策を行っております。
0:28:26	今のご注文の保守点検については、ついては、保守、今回の設工認で保守補修とか補強とかに必要なところでそういうところは材質に対腐食性の大量などになったりしてますけども、ルートを新たに変更したというところはございません。
0:28:48	はい、規制庁の上原です。ルート変更は
0:28:52	第 1 種管理区域間が出ていくところで、
0:29:00	違うか。なんか出たり入ったりするルートを見直したっていう部分を見たんですけど、この保守点検のために、ルート変更したというのはないということでよろしいですか。
0:29:18	三つ、三菱原子燃料のイソベです。おっしゃる通りです。
0:29:24	はい、規制庁ウエハラです。御説明の中に穴あきのあったのは、既払気体廃棄設備の位置って何かおっしゃってたんですが、これは焼却炉から述べ局所排気の
0:29:37	液体廃棄設備の 5 だと私は理解してたんですけど、そうじゃないんですが、1 のほうですか。
0:29:50	三菱原子燃料のイソベです。
0:29:57	5 でよろしいですね。
0:30:00	またこれちょっとほかにも出てくるかと思うんですが対策のところはもう一度また別のところで聞くかもしれませんが、今のところはわかりました。

0:30:12	はい。
0:30:14	とりあえずですが、三菱原子燃料テシマです。一つだけちょっと補足させていただきたいんですけども、先ほどイソベのほうから御説明差し上げるから特定のところなんです、局所排気申し上げましたけども、これを設備に附属するダクトということなので、
0:30:32	気体廃棄設備というよりかはこの対策についてのみですけども、焼却炉の設備の中に入っているものになります。
0:30:44	情報とかいっていただきました。
0:30:49	規制庁ウエハラです。一応了解いたしました。
0:31:00	はい、原子力規制庁ナガイです。今の点で1点だけ確認なんですけど、今腐食対策は焼却炉の方では含めるという言われたんですけどそれは今回の申請に入らなくて次回。
0:31:17	以降、次回の申請範囲ということで、
0:31:21	よろしいですか。念のための確認なんですか。
0:31:36	三菱原子燃料の山川でございます。今ナガイさんからご指摘あったですねこの
0:31:42	焼却炉の出口配管に該当するんですけども、これは今回電気集塵機の出口配管のところを指してますので、今回についての中に含まれているというものでございます。
0:32:05	原子力規制部のナガイです。今のところが申請に入ってるっていうのは7ページを見ればただ系統図であるとか、その使用表電気集塵機のところだけちょっとこれから詳細は確認しますけど、7ページのところに、今あの上側し、
0:32:23	確認したような対策をとっているっていうのを記載しているのかって説明してください。
0:33:12	もうすいません。三菱原子燃料のヤマカワでございます。今映し出したのがですね、申請書の1788ページ。
0:33:23	集塵機の仕様表になってございます。この変更内容をご覧いただくと、三つ目のポチ、pで記載してございますけれども、
0:33:34	今回の対策をこちらにいて、変更内容というところで記載してございます。一方ですね。
0:33:42	ちょっと図面のお示ししますけれども、
0:34:05	3630ページに図面のほう添付してございます。
0:34:13	真ん中に写ってるのはですね集塵機になりまして、
0:34:19	そこから売りの方に
0:34:22	ダクトと書いてございますけれども、この部分が該当すると。

0:34:27	いうところで御示してございます。
0:34:40	原子力規制庁のナガイですと、今の図の、そのダクトと書いてあるところを今回その改造、
0:34:50	すると、
0:34:52	そういう。
0:34:54	ことですかね、撤去、
0:34:56	条件配管を撤去するという工事も含まれているんですけど、塚本元、
0:35:01	その撤去する配管というのはどこにあったかというのはわかるんでしょうか。
0:35:17	三菱原子燃料のヤマカワでございます。今ご指摘いただいた個々の排気ダクトの部分ですね、従来はここに蒸気系の配管の接続されてたということで、今回原因をつぶすということで、
0:35:33	接続されたように言った蒸気の配管を切り離して撤去するというか移動になってございます。
0:35:45	原子力規制庁の永井です。ですからこれは最終的な形ということで、これについてはわかりました。一方で、工事として鉄橋も
0:36:00	申請に含まれるのであれば、何かこの
0:36:03	ところになんてすかね蒸気配管がもともとあって、改造前と言えればいいんですかね、なんかの形で、
0:36:12	その蒸気配管の系統の図、系統の図というか、こういうふうに入ってて、これを撤去するっていうのがちょっとわかるような系統図にしていただければ、もしくはほかの図面で書いてあるのであれば、そちらね、説明していただいても結構ですけれども、
0:36:30	どういうふうにする書類をつくり込んでいるというのかだけ御説明いただけますでしょうか。
0:36:44	意見No.1、
0:36:46	三菱原子燃料のヤマカワでございますが、ちょっと今ご指摘いただいた点踏まえましてですね。注記を入れられるところは入れたいと思います。
0:36:58	原子力規制庁ナガイです。はい、ご検討ください。
0:37:17	原子力規制庁ナガイです。
0:37:21	これまでの設工認でも何度か撤去の工事後について確認したんですけど、今日専門検査のほうで出てないんですけど、撤去する場合は閉止をどこで打つかとかそういうのも含めて確認してますので系統自体を取りかえてしまえば、
0:37:39	もうそれはなくなるのかもしれませんが、そういう観点も含めて、どうなってるかっていうのはわかるような記載にするようにしてください。
0:37:53	三菱原子燃料のヤマカワでございます承知いたしました。

0:38:12	はい。原子力規制庁カミデです。安全機能を有する施設関係で、これは用語の使い方の問題だけなんですけど、申請書の 4643 ページ、また 4644 ページのところで、
0:38:29	内部発生飛散物の話だと思うんですけど飛散物という言葉であったり内部飛来物という表現が混在してるようなんですか。このあたり使い分けがあれば、説明をしていただき、特になければ統一したらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:38:51	MNF のナガトシです。ご指摘承知しました。意図としてはですね同じものでございますので、液体をお諮りします。
0:39:01	以上です。
0:39:03	はい。わかりました。
0:39:21	すいません規制庁アリタです。続きましてさっきと似たような指摘になるんですけど、678 ページの連続焼結炉の仕様表そこにですね、14.1 の設の 4 で、
0:39:36	爆風圧力逃がし機構スイングドアのと、14.3 の設備、こちら爆発圧力の逃がし機構スイングだと、これも半ば爆風と爆発でなんかいいような言い回しが、
0:39:52	変わってるんで、これも何か理由とかあるんでしょうか。
0:39:59	三菱原子燃料のナカムラです。御指摘の件ですけれども、これはいずれも爆発圧力逃し機構を示しており、当該表の期待を
0:40:16	爆発圧力逃がし機構(シングル)に統一していただきまして申し訳ありませんでした。
0:40:26	規制庁有田です。承知しました。
0:40:30	続いてなんですけど、680 ページから週報がバッチ式固化した焼結炉ってやつで、
0:40:39	これの中に設計番号 14.3-設位置に後発圧力逃がし規模を過去ラプチャーディスクっていうのがあって、
0:40:52	これの破裂圧力について仕様表のその他性の欄で書いてるんですけど、他方でこの算定貢献学んでこのあたりでいいのかっていう
0:41:02	それについてなんか添付説明の方見てなくて、逆に何かそんなロータリーキルンラプチャーディスクについてはちゃんと
0:41:11	破裂圧力のほうの根拠になる説明がございまして、これは何か省略している理由とかあるんでしょうか。
0:41:24	三菱原子燃料の中村です。
0:41:27	4 協力してる理由がないので、
0:41:32	ラプチャーディスクの破裂と圧力 0.08MPa に対して、バッチ式小型焼結炉本体は十分な強度を有していることから、設計の妥当性について、添付説明書に記載することとしたいと思います。

0:41:49	はい。
0:41:51	はい、期中支払ったらそれでそういうことでよろしくをお願いします。
0:42:13	はい。
0:42:16	規制庁の田尻です。1点確認させてください申請書の1300ページ1301ページにおいて、粉末一時貯蔵ならが書かれてるかと思えますと、その中でなんですけど、まず記載の規則的なもので確認しておきたいんですが、
0:42:34	多分設計の番号とかを振られていることがあるかと思うんですけど例えば今、写真300ページの臨界であるなら3ポツ1節1とか3ポツ2節1(20)とかって書かれていて、頭の整理だけなんですけど多分以前、この前だと追加的なもの出されていて下線のもの以外はもう一度どうか受けてる内容
0:42:54	というのがあって、当時の条文番号に合わせて3とか4とか振られていて、今回下線引きながらよう新しく設計方針かえるときは、次は何時の時に示した番号ですよという意味で括弧を抱えているのかなと思うんですけど、まずその認識で合ってますか。
0:43:31	MNFのヤマダです。ご質問いただきました、後段言われました通り、(29)の理事の時の累計番号という理解で助教授以上。
0:43:45	規制庁の田尻です。その内容など、1300ページの臨界のところにおいてなんですけど3ポツ2-設位置のカッコ2Gというのが出てくるかと思うんですけど、これっていうのは、
0:44:00	今回の4ポツの設計方針としてはどこにもいなくてその虹のときの申請書に書いてないものでしたっけ。
0:44:24	三菱原子燃料のクサマです、今タジリさんから御質問でございますが、基本的には、ここだけで示してる状態でございます。
0:44:38	以上です。
0:44:39	
0:45:49	三菱原子燃料クサマです。
0:45:53	よろしいですか。
0:45:55	どうぞ。
0:45:56	ご質問いただいた件ですが、基本方針書の中にある設計番号については以前ちょっとお示していない状況でございます。
0:46:08	例えば全体としてはどういう考え方が基本方針の中にお書きしております。以上です。
0:46:21	規制庁の田尻です。要は変更箇所以外であれば、別に昔のやつ番号を書いてあっても昔もに変わったものでっていうのは理解はできるんですけど、要は変更箇所ってことは今回審査を受けないといけないものなので、昔のやつどっかに書いてありますよっていうのを若干変な気もするので、

0:46:38	何かしらのところに書いていただいたほうが見やすいかなっていうのは、とりあえず入れたところの番号は多少綺麗に整理できるのであればちょっと御検討いただきたいなっていうのが一つこれはコメントに近いもので、ちょっとすみません、1301 ページでついでにお聞きしておきたいんですけど。
0:46:54	安全機能を有する施設の設計方針で 11 ポツの 1 の説の 2 というやつがいるかと思うんですけど。
0:47:01	これ 4402 ページのところなんですけど。
0:47:05	貯蔵施設の使用表で 2 次申請以降で次回以降の申請に適合確認するとしていただいたものっていうのが出されているかと思うんですけど。
0:47:12	4402 ページだと、この 517 の粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵だの、この安全機能を有する施設の設計方針 11 ポツの 1 の節日経図が書かれてたりはするけど、これっていうのは、今回の審査対象ですか。
0:47:38	はい。三菱原子燃料のクサマでございます。もちろん設計基準事項の中でですね粉末を容器を落とした時の事象でございまして 2 次申請やね、共用供用落とした状態のことを棚の状態の説明させていただきます。
0:47:56	それが前リカバリ取れるかという、この中でお示ししまして、気体廃棄設備の (3) ですかね。これがあることによってですね、設計基準事故をカバーするという考え方になっております。
0:48:14	なので 6 次申請についてですね気体廃棄設備 (3)
0:48:23	11-1 をセットにという説明が完結するという市があるなと思います。以上です。
0:48:32	規制庁のタジリです。要は背景とか横串的なやつが要は全体取りまとめた後に出てきたのでということだとは思ってるんですけど、その場合、要は今回 1301 ページだと当該部分というのは下線が引かれてなくて、
0:48:46	この設計方針っていうのは今回新たにどっかで見るような形で申請されてるんですけど。
0:49:35	三菱原子燃料のクサマです。確かにちょっとタジリさんにちょっとこの先ずつと行きたいなというよりもございません。ちょっと確認してですね、適切にこの辺修正していきたいと思います。よろしく願います。
0:49:50	規制庁田尻です。多分ですね今の話若干関連する等、4402 で粉末貯蔵設備のフードボックスが書かれていて、こっちも似たような記載になっていて、1307 ページのほうに行くと、そこで書かれてるやつは下線が引かれて、こちらのるんですよ。
0:50:08	なので、全体のルール統一していただいて、要は今回の申請対象っていうのがしっかりわかるようにだけしていただければと思いますのでよろしく願います。

0:50:20	三菱原子燃料のクサマです。承知いたしました。
0:50:29	はい、原子力規制庁ナガイです。ヤマカワさんにちょっと今の点ではタジリのか具体的に一つの設備でお伝えしたんですけど、さっきも全体としてですね、
0:50:44	代表値設工認までいわゆる今年の3月までのを、設工認基準とそれから4月以降の技術基準では、技術的な中身は変わってないんですけど、条文の
0:50:59	変更なったりしておりますので、ちょっとそう。それでそれを跨いでですね、次回申請ということで記載になるとやっぱこのズレが生じてくるので。過去のやつを、何か直接いじるともそれは既認可なんで。
0:51:19	基本的にはそのままにしておくにしても、
0:51:23	今回の申請でそれがどういうふうに刈りとられるのかっていうのは、わかるような記載にさせていただきたいと思えますんで、幾つかこれ、これはもう事業者の
0:51:41	方の、というよりは法令の方の技術基準の変更になっているので、ちょっと追加の作業になってしまうのかもしれないけれども、今読み替え表をつけるであとか、併記するとか、何か幾つか
0:51:57	方法あると思うので、今みたいな事例がですねについて、まずちょっとどういふふうに作業入る前にですね、数が多分幾つか多くなってきますので、一同説明をしていただいて、
0:52:15	方針の確認して進めていただければと思いますんで、いずれの場合もですね、一番最後のときに、皆さん等で許可で製の設備番号安全機器の番号を取って管理しているので、申請設備体の申請漏れはないと思いますけれども、
0:52:35	それぞれの設備に求められる安全機能については、一部その4月1日を与えているものはこれまでの場合の条項等、
0:52:47	条文が変わってきていますので、そういう意味で漏れのないように、
0:52:54	管理して最後の申請のときには、すべて認可を受けたということを説明していただけるような形でですね。差の最終の次回以降も見据えて、ちょっとどのような対応するかというのは、
0:53:09	ご検討いただければと思います。
0:53:17	三菱原子燃料の山川でございます。ただいまの御指摘承知いたしました。
0:53:23	それで一つ確認させていただきたいんですけども、確かに来なかったと言われるように、4月を跨いで、これからでありますんで横の設計番号が変わってきてるといものがございます。こちらについては、例えば過去設計な一番と読んでたものが、
0:53:42	4月以降は設計の2番というような番号を振っているところがございますので、そういうところは整理表みたいな形でお示しすればよいということですか。そういう整理表ってのはこの添付後任の人選の手続きにこうなのか、もしくは参考

	資料という位置付けなのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。
0:54:04	原子力規制庁の永井です。もともとこの設計番号っていうのは三菱の社内での管理番号ですので、三菱でつくればいい、いい位置情報と、
0:54:20	いうふうには考えておりますんで、
0:54:25	を結んで、
0:54:28	参考で結構です。
0:54:40	はい。
0:54:44	三菱原子燃料の山川でございます。もう一度確認させていただきたいんですけども、整理表はつくるんですけども、
0:54:54	設工認の申請書に添付すべきなのか。
0:54:57	申請書とは別に参考資料なのか、ちょっとそこを確認したかったんですけども、
0:55:04	原子力規制庁の永井です。これは申請書に添付してくださいというのは今、タジリからの具体例でも確認があったように、既認可のその設計はもっと
0:55:20	今回申請のが繋がってこない。
0:55:24	のでそこを補足というか補完する趣旨で申請書に添付してください。
0:55:35	三菱原子燃料のヤマカワでございます。ご趣旨理解だったので、定期的な整理表を案を添付したいと思います。
0:55:52	原子力規制庁の永井です。今設備関係を確認したんですけど他に何か設備関係、
0:56:07	質問、事実確認事項があったらお願いします。
0:56:12	事業者の方でもよろしいでしょうか。
0:56:17	ちょっとこちら体制が変わりますので、一度設備で閉めたいと思いますけれども、よろしいですか。
0:56:32	三菱原子燃料のテラヤマです。結構でございます。
0:56:37	原子力規制庁の永井です。それでは一応ず設備関係はここまでになりますんでちょっと5分休憩して建物関係に続けたいと思いますので一旦休憩します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタですそれでは面談再開したいと思います。続きまして建物の火災の関係についての事実確認を行います。
0:00:16	原子力規制庁の永井です。それでは建物関係の確認なんですけど最初に火災、
0:00:26	の関係で、確認いたします。
0:00:31	ちょっと確認したい点は 2320。
0:00:36	3 ページですね、屋外消火栓からのアクセスルート図がついております。
0:00:45	で、ここですね、
0:00:50	はい。
0:00:51	今回、これ、
0:00:54	原料貯蔵場の西側とそれから南側に二つ 2ヶ所あるんですが、西側の多くは消火栓については、まず、今回申請範囲に
0:01:10	なっているのか次回申請なのかということではいろんな箇所があるんですけど、次回以降の申請ということになっております。これは仮移設を
0:01:21	するという
0:01:23	仮移設というか、一時だの取り外して、また復旧するというような工事になっておりますので、その点もですね、抜け落ちがないように、中の図面に、
0:01:40	んであるとかもしくは工事の計画であるとか、どういうふうに申請書をつくり込んでいるのかちょっと説明をお願いします。
0:01:52	三菱原子燃料ナカジマです。原料貯蔵所の南側、南東側に 1ヶ所、それから西側の壁に箇所と 2ヶ所に屋外消火栓がございます。国内評価点は両方も。
0:02:08	今回申請範囲と考えております西側の消火栓につきましては、その西側の壁に工事を壁の設置工事を実施いたしますので、一時的に取り外すということで改造する消火栓というふうに位置付けております。
0:02:26	いうことも申請対象という認識です。以上です。
0:02:32	はい。
0:02:34	原子力規制庁の永井です。そうすると西側の屋外消火栓も 1 回取り外して復旧工事まで今回の申請に含めるということでよろしいですか。
0:02:51	三菱原子燃料のナカジマですね、その通りでございます。
0:02:58	はい、原子力規制庁の永井です。工事のフローをちょっとまた後、確認して不明な点があれば、再度確認したいと思います。
0:03:07	それからですねちょっと次の点行きますけれども、2326 ページですね。

0:03:15	2、これは同じく原料貯蔵所の消火栓からのアクセスルートの図が記載されているんですけども、ここで建物の外部とここが屋外消火栓から
0:03:31	外部へのアクセスがですね途中で図が切れているんですけども、ここから
0:03:39	いわゆる貯蔵所の西側のほうになります、のアクセスをどのように考えているのか説明をお願いします。
0:03:53	三菱原子燃料のナカジマです。アクセスルート、これはもう南東側についております屋外消火栓Aを利用しましてアクセプトすることにしております。この屋外消火栓には今ホース消防法に基づいて20mホース2本、
0:04:11	40メートル続いておりますので、ここでお示したところまで報告で入り込むことが可能です。ここからは放水ですね、消火活動ができるということで、消防に御説明しているというものを示したものです。
0:04:28	以上で、
0:04:30	原子力規制庁ナガイです。おくは消火栓からの図を見ると先ほど2323ページでは外からは、西側の屋外消火栓の半径40mで、
0:04:46	入っているんですけども、あの南側バーの内部へのアクセスを考えると、西側へのまでですね、届くような検討は、
0:05:01	されているんでしょうか。
0:05:08	三菱原子燃料のナカジマです。ここにつきましてはこちらは西側の屋外長が1001時取り上げなく述べ南東側、南側の屋外消火栓のホース1本追加して、60mとしてアクセスできるようにしております。
0:05:26	これ現状の消防との話では手が届くというものなんですが、内部の西側の消火活動アクセスルートがどこまできちんと届くようにということを考えますと、ホースを1本増加して、60メートルと
0:05:46	ということで内部全体をカバーにカバーするように変更しようと考えております。以上です。
0:05:54	原子力規制庁ナガイです。わかりました。今工事期間中の措置として実施する、いわゆる20m1本ホースを追加するというのを恒久的な措置とするということで理解しましたので、
0:06:10	そのような設計に関係箇所をですね、補正で反映するようにしてください。
0:06:21	三菱原子燃料のナカジマです。承知いたしました。
0:06:34	原子力規制庁の永井です。続きまして、
0:06:39	同じく火災なんです、1100飛んで2ページになります。
0:06:47	ここで火災区域ごとの材料、
0:06:51	どの厚さの記載があります。
0:06:55	はい。

0:07:12	規制庁ナガイです。ちょっと今資料確認してますのでお待ちください。
0:07:50	原子力規制庁の永井です。お待たせしました。11112 ページでですね。
0:08:02	貸さいいの設計が書いてあるんですけども、
0:08:07	ページです。その中の図 17.1E11.3. 4 で引用する火災区域や材料厚さの 1-5-1、これ 2100、75 ページ。
0:08:23	を見ますと、
0:08:29	平面図に書いてある起債の寸法と相違している点がありますが、ここは確認をされていますでしょうか。
0:09:06	具体的にはですね、2175 ページが厚さの一覧でして、
0:09:17	平面図がですね。
0:09:22	うん。
0:09:24	2186 ページになりますんで、これの比がちょっと東側の壁なんですけどこれ厚さはちょっと言えないんで結構なんですけれども、東側圧送してますので、
0:09:43	もしくは何か意図があって、
0:09:48	記載しているのであれば、そういう趣旨を説明していただきたいと思いますが、
0:10:01	三菱原子燃料のナカジマです。で今ご指摘いただきました 2186 ページ、2175 ページの壁のあったんですけど、まず東側ですけども、東側に 2186 ページの部分にありますように、
0:10:20	プレキャストコンクリートの壁に鉄筋コンクリート製の壁を周知いたします。ここでは平面部ということである中 1Eを書いているんですけど、高さ方向で流通する壁の方が、
0:10:37	異なります。それを 2188 ページ。
0:10:42	2 回、88 ページ。
0:10:46	はい。
0:10:47	に記載しております。真ん中右側に東側立面とありますけれども、北のほうはこの図に書いてありました。上のほうはもう右上に出しましたああやって書いてあったの。
0:11:03	鉄筋コンクリート壁を設置します。2175 ページこれ火災の公表ですので薄い方ということで、薄いほうの厚さ、それともとのデブリ冷却とコンクリートの壁の厚さを足したものを書くのが正確でございます。
0:11:22	西側についても同様でございます。ただ西側と東側の数字が異なってるんですけど、今まで申請書、この申請書も含めましてすべて壁の厚さはふかしを除いた途端にしてるんですけど、

0:11:37	ここで東側の壁だけ、ふかしを加えた厚さを記載してしまっておりますので、本来であれば東側と西側同じ、西側の数字になります。まことに申し訳ございません東側のほう、全体の記載ルールに従っている、ふかしを除いた、
0:11:56	西側と同じ数字に見直させていただきたいと思います。以上です。
0:12:09	原子力規制庁ナガイです。そうですね。統一的な記載していただければここで数mmの差っていうのはこの火災の関連では、特に何か問題にあるような数字ではありませんので、
0:12:28	ただ壁についてはいろんな安全機能がありますので、いろんなところに繋がるんですけども、今ご説明のあったように 2000AA188 ページ各それぞれの平面図だけでなく、
0:12:43	私は断面図を見ればわかる情報でしたので、そういう形ですね、記載してのルールであれば、それに合わせて、統一して記載していただければ結構かと思えます。
0:13:01	三菱原子燃料ナカジマ承知いたしました。
0:13:11	はい、規制庁の上原です。続きまして、これもまた屋外消火栓なんですけれども、第 1 廃棄物処理場の
0:13:19	を加え、消火栓からのアクセスルート図、これが 2324 ページに記載ございまして、
0:13:27	これが許可申請書の記載とルート配置が異なっておりまして、
0:13:33	ドアの位置が変わってるようなんですね。変更点リスト許可からの変更点率等にも一応上がっているんですが、
0:13:47	並行した理由は明記されてございませんので、この辺も許可からの変更リストにですね正しく入れていただきたいと思いますと思いますが、こちらは 4254 ページですかね。
0:14:02	以上です。
0:14:10	三菱原子燃料のナカジマです、詳細設計の結果がこの第 1 廃棄物処理長の恐縮ですね北東側のところの扉の位置を変更しております。この扉位置の変更に伴って、アクセスルートも見直しております。
0:14:30	この点、申請書に記載した通りなんですが、ご指摘の通り、影響が他の変更点のところ、アクセスルートが変更したという記載が抜けておりますので追記していただきたいと思います。以上です。
0:14:47	規制庁ウエハラです。よろしくお願いいたします。
0:15:10	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:15:15	続きまして、同じく火災の観点なんですけれども、
0:15:20	これは今度は除染室分析室の鉄扉になります。

0:15:27	ページが、
0:15:30	書いてないんですが、
0:15:33	図面ですね、すみませんちょっとページの方は皆さんの列訳しといていただいてその間にお伝えしたいことをお伝えしますんで、除染室分析室の内部火災については、
0:15:51	既存のシャッター、これシャッターの総和に新たに別表設けるんですが。すみません今鉄扉といいましたがシャッターのほうですねシャッターに、内部火災に対する安全機能を持たせるということとしておりますけれども、
0:16:06	今回の6次申請で言う既存のシャッターというのは、第4次で申請して認可を受けているんですがその際には、改造したシャッターということで、第4次ですでに改造するという認可を受けてますけどそのシャッターということで、
0:16:26	理解でよろしいでしょうかという確認でございます。
0:16:36	三菱原子燃料中島です。ご理解の通りです。申請書の図イ健1-1で補強箇所を一覧にしておりますけどもその中で除染室・分析室シャッター、
0:16:52	改造するというようにしております。このシャッターすみません4次ですでに認可を受けてるんで既存に書いてしまったんですが、既存というのは、用語がちょっと不適切だったんで4次で認可済みとか、
0:17:09	見直したいと思います。以上です。
0:17:14	原子力規制庁の永井です。そう表現で理解できますので、修正のほうをお願いいたします。
0:17:25	三菱原子燃料のナカジマでもですね、修正させていただきます。
0:17:38	原子力規制庁の武田でございます。すみません、私のほうから1点だけですね簡単な確認だけさせていただきますんですけども、
0:17:48	火災による損傷の防止に関する説明書に関するところでございます、
0:17:56	ページが4866ページ。
0:18:02	ここで建設県6-2表の2分の1ですかね。
0:18:09	火災区域外への影響評価結果の表があるんですけども、
0:18:15	ここで言うと、3行目の第2廃棄物処理場シリンダ洗浄と。
0:18:22	火災区域がT1ですね、この耐火時間が
0:18:28	1.0ってなってるんですけど、これ事業許可のときに、0.5になっていたかと思えます。
0:18:34	それで米三ということで、許可から変更しているということの記載はあるんですけども、変更になった理由は何かということと、いつの変更理由が変更。
0:18:50	許可からの変更リストとして、記載がないと思うんですけど、けれども、現状記載されてないのは何か回答する。

0:18:58	ものがあるのでしょうかということをちょっと教えていただけるといいでしょうか。
0:19:09	三菱原子燃料ナカジマです。これまず耐火時間の変更ですけれども、これは許可が出てんでは、設計が固まっていなかったため、安全側にコンマ5時間としております規制庁点滴系の結果が一番早い耐火時間が短いところでも1時間あると。
0:19:28	ということで1時間に見直しております。許可との変更点リストに期待液位がちょっとあの確認できてないんですが、期待も例があれば申し訳ございません修正させていただきます。
0:19:45	規制庁武田でございます。変更理由等へ承知いたしました。もし確認いただきましてこちらのちょっと確認ができてないっていうだけかもしれないんですけども、もし括弧にさせていただいて追記の必要がございます。またようお願いいたします。
0:20:01	私からは以上になります。
0:20:13	はい。規制庁アリタです。ほか何かございますか。
0:20:21	ないようでしたらそろそろ面談終わると思いますが、
0:20:27	三菱のほうから何か追加でコメントとか質問とかありますか。
0:20:39	三菱原子燃料テラヤマです。特にこちらからはございません。
0:20:45	規制庁アリタです。それではこれで本日の面談終了しようと思います。ありがとうございました。